

発行日: 2006年10月23日

## 製品安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

GHSの製品特定手段(製品名): ハクリパワー#300

他の特定手段(製品番号): 8381001-1

会社名: 山一化学工業株式会社

住所: 東京都台東区上野1-10-12(商工中金・第一生命上野ビル10F)

担当部署: 生産本部那須工場技術課

電話: 03-3832-8121

FAX: 03-3835-3820

緊急連絡先電話番号: 0287-98-2780

### 2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素



#### 危険

生殖毒性: 区分 1B 生殖能または胎児への悪影響のおそれ

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露): 区分 1 単回暴露により

中枢神経系、視覚器、全身毒性、中枢神経系、肺に障害

特定標的臓器/全身毒性(反復暴露): 区分 1 長期または反復暴露により

中枢神経系、視覚器、中枢神経系、肝臓に障害

#### 警告

発がん性: 区分 2 発がんのおそれの疑い

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露): 区分 2 単回暴露により

気管支に障害のおそれ



慢性水生毒性: 区分 2 長期的影響により水生生物に毒性



#### 警告

急性毒性経口: 区分 4 飲み込むと有害

皮膚腐食性/刺激性: 区分 2 皮膚刺激

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分 2A 重篤な眼への刺激

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露): 区分 3

(麻酔作用)昏睡およびめまいを起こすおそれ

#### その他GHS分類

急性水生毒性: 区分 2 水生生物に毒性

#### 予防

この製品を使用するときは、飲食または喫煙をしてはならない。

(適切な処置を講じたとき以外は)環境への放出を避ける。

粉じん/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。

取扱い後はよく洗う。

(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する)保護眼鏡/顔面保護具を着用する。  
 (製造者/供給者または規制所管官庁が指定する)保護手袋を着用する。

#### 対応

眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受ける。  
 漏出物を回収する。  
 暴露または暴露の懸念がある場合: 医師の診断/手当てを受ける。  
 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗う。  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受ける。  
 特別処置 (このラベルの補足の応急処置指示...参照)(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する洗浄剤を記載しても良い。)

#### 保管

施錠して保管する。

#### 廃棄

内容物/容器を(国際/国/都道府県/市町村の規則に従って)...に廃棄する。

分類の名称(分類基準は日本方式):

急性毒性物質  
 その他の有害性物質

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物質

成分名 : メタノール  
 含有量(%): 5-10%  
 化学式 : CH<sub>4</sub>O  
 CAS No. : 67-56-1  
 MW : 32.042  
 化審法番号 : (2)-201

成分名 : 塩化メチレン  
 含有量(%): 80-90%  
 化学式 : CH<sub>2</sub>Cl<sub>2</sub>  
 CAS No. : 75-09-2  
 MW : 84.9328  
 化審法番号 : (2)-36

#### 危険有害成分

GHS分類該当有害成分  
 メタノール, 塩化メチレン

### 4. 応急措置

#### 一般的な措置

暴露または暴露の懸念がある場合: 医師の診断/手当てを受ける。

#### 皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗う。  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受ける。

#### 目に入った場合

目に入った場合: 水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用し容易に外せる場合は外し洗浄を続ける。  
 眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受ける。

#### 飲み込んだ場合

飲み込んだ場合: 気分が悪い時は、医師に連絡する。  
 口をすすぐ。

#### 急性および遅延性の最も重要な症状/影響

(メタノール): [ACGIH 2005] 神経障害; 視力; 中枢神経系  
 (塩化メチレン): [ACGIH 2005] 中枢神経系; 酸素欠乏症

必要な場合、応急措置および必要とされる特別な処置の指示

特別処置 (このラベルの補足の応急処置指示...参照)(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する洗浄剤を記載しても良い。)

#### 5. 火災時の措置

適切な消火剤

水, 炭酸ガス, 泡, 粉末, 乾燥砂

#### 6. 漏出時の措置

二次災害の防止策

漏出物を回収する。

#### 7. 取扱いおよび保管上の注意

安全な取扱いのための予防措置

技術的対策

(取扱者の暴露防止)

粉じん/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。

安全取扱い注意事項

取扱う前にすべての安全注意を読み理解する。

配合禁忌等、安全な保管条件

適切な保管条件

施錠して保管する。

避けるべき保管条件

#### 8. 暴露防止及び保護措置

職業暴露限界値、生物学的限界値等の管理指標

管理濃度

(メタノール): 作業環境評価基準(1995) =< 200ppm

(塩化メチレン): 作業環境評価基準(1995) =< 100ppm

許容濃度

(メタノール): 日本産衛学会(1963) 200ppm; 260mg/m<sup>3</sup> (皮)

(塩化メチレン): 日本産衛学会(1999) 50ppm; 170mg/m<sup>3</sup>; (ceiling) 100ppm; 340mg/m<sup>3</sup>

(メタノール): [ACGIH 2005] TWA:200ppm STEL:250ppm

(塩化メチレン): [ACGIH 2005] TWA:50ppm

個人用保護具などの個人保護措置

呼吸器用の保護具

手の保護具

(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する)保護手袋を着用する。

目の保護具

(製造者/供給者または規制所管官庁が指定する)保護眼鏡/顔面保護具を着用する。

皮膚及び身体の保護具

適切な衛生対策

この製品を使用するときは、飲食または喫煙をしてはならない。

取扱い後はよく洗う。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯する。

#### 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状: 青色粘性液体

引火点: なし。

蒸気圧: 情報を有していない。

比重/密度: 1.2224(参考値)

溶解性

水に対する溶解性: 水に不溶。

## 10. 安定性及び反応性

## 化学的安定性

予期される通常の保管および取扱いの条件において安定と考えられる。

## 11. 有害性情報

物理的、化学的および毒性学的特性に関係した症状

## 急性毒性

## 労働基準法

法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号疾病化学物質

メタノール; ジクロロメタン

皮膚腐食性・刺激性

## 変異原性

## 労働安全衛生法

法第57条の5、労働基準局長通達、変異原性が認められた既存化学物質

塩化メチレン (ジクロロメタン)

## がん原性

(塩化メチレン): IARC-Gr.2B; ヒトに対して発がん性があるかもしれない。

(塩化メチレン): ACGIH-A3: 動物発がん性であるがヒト発がん性不明の物質

毒性の数値的尺度(急性毒性推定値など)

## 経口毒性

(メタノール): ラット LD50 5628 mg/kg

(塩化メチレン): ラット LD50 2136 mg/kg

## 吸入毒性

(メタノール): ラット LC50 64000ppm/4H

(塩化メチレン): マウス LC50 14400ppm/7H

## 皮膚腐食性/刺激性

(メタノール): ラビット 20 mg/24H; MODERATE

(塩化メチレン): ラビット 810 mg/24H; SEVERE

## 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

(メタノール): ラビット 40 mg ; MODERATE

100 mg/24H; MODERATE

(塩化メチレン): ラビット 162 mg ; MODERATE

ラビット 10 mg ; MILD

## 12. 環境影響情報

## 生態毒性

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

## 13. 廃棄上の注意

廃棄残留物の記述とその安全な取扱いに関する情報

## 廃棄物処理法

法第2条第5項、施行令第2条の4特別管理産業廃棄物: 2mg/L以上含有する、または0.2mg/L

以上溶出するもの

塩化メチレン

## 水質汚濁防止法

施行令第2条有害物質、排水基準を定める省令第1条: 排水 =< 0.2mg/L

塩化メチレン

## 下水道法

施行令第9条の4水質基準物質: 水質基準 =< 0.2mg/L

塩化メチレン

廃棄物は、許可を受けた、産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さない。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託をする。

#### 14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

番号：非該当

国際規制

海洋汚染防止法

施行令別表第1有害液体物質(D類)

メタノール; 塩化メチレン

環境省告示・査定物質(有害でない物質)

メタノール

#### 15. 適用法令

当該製品に特有の安全、健康および環境に関する規則

労働安全衛生法

施行令別表6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号(第2種有機溶剤)

メタノール; 塩化メチレン

法第65条の2作業環境評価基準

メタノール; 塩化メチレン

施行令第18条名称等を表示すべき有害物

メタノール; 塩化メチレン

施行令別表1-4、危険物・引火性の物(0℃<引火点<30℃)

メタノール

法第28条第3項指針公表化学物質(がん原性)

塩化メチレン

法第57条の2、施行令第18条の2別表第9名称等を通知すべき有害物

メタノール; 塩化メチレン

化学物質管理促進法

法第2条第2項、施行令第1条別表第1、第1種指定化学物質

塩化メチレン 145

消防法

非該当

化審法

法第2条第5項、第2種監視化学物質

塩化メチレン

土壌汚染対策法

法第2条第1項、施行令第1条特定有害物質:地下水 < 0.02mg/L

塩化メチレン

大気汚染防止法

施行令第10条特定物質

メタノール

施行令附則第3項指定物質:環境基準=<0.15mg/m<sup>3</sup>/yearAve.

塩化メチレン

#### 16. その他の情報

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。